



平成24年12月21日
北海道財務局

FPLアセットマネジメント株式会社に対する行政処分について

1. FPLアセットマネジメント株式会社（以下、「当社」という。）に対する検査の結果、以下の法令違反行為が認められたことから、証券取引等監視委員会より行政処分を求める勧告が行われた。

（平成24年12月14日付）

○ 無登録で投資信託に係る私募の取扱いを行っている状況

当社は、金融商品仲介業の登録を受けていることから、あらかじめ金融商品仲介業に係る業務委託契約を締結した金融商品取引業者等（以下「所属業者」という。）が取り扱う金融商品についてのみ取得勧誘を行うことが認められている。しかしながら、当社は、平成21年8月頃から検査基準日（同24年3月19日）までの間、顧客に対し、所属業者以外の金融商品取引業者（以下「A社」という。）が取り扱う少なくとも28本の私募投資信託について取得勧誘を行い、46顧客が当該投資信託を延べ91件取得している状況が認められた。

具体的には、当社代表取締役（以下「当社社長」という。）は、顧客に対し、A社が取り扱っている当該投資信託について、具体的な商品名を提示し、当該投資信託の商品内容、メリット等を説明した上で、取得を希望した顧客の取得意思をA社に伝えるなど、当該ファンドの発行会社及びA社のために当該ファンドの取得勧誘行為を行っており、かかる行為は、当社における会社行為と認められ、有価証券の私募の取扱いに該当するものと認められる。

当社及び当社社長が行った上記の行為は、金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業（同法第2条第8項第9号に掲げる「有価証券の私募の取扱い」を業として行うこと）に該当するものであり、当社が同法第31条第4項に基づく変更登録を受けることなく第一種金融商品取引業を行うことは、同法第29条に違反するものと認められる。

2. 以上のことを踏まえ、本日、当社に対し、金融商品取引法第66条の20第1項、第52条第1項及び第51条の規定に基づき、以下の行政処分を行った。

【業務停止命令】

平成24年12月21日(金)から平成25年3月20日(水)までの間(3ヶ月間)、金融商品仲介業及び金融商品取引業に係る全ての業務(顧客取引の結了のための処理を除く。)の停止。

【業務改善命令】

金融商品仲介業及び金融商品取引業について

- ① 当社が関与した全てのファンドについて、取扱い状況(顧客属性、ファンド名、投資金額及び現在の評価額)を早急に把握し報告すること。
- ② 本件についての適切な顧客説明、顧客への適切な対応など投資者保護のために万全の措置を講じること。
- ③ 経営管理態勢・内部管理態勢のあり方について検証するとともに、責任の所在の明確化を図ること。
- ④ 役職員の法令遵守意識を高め、公正かつ適切な業務運営がなされるよう、必要な研修等を行うこと。
- ⑤ 上記を踏まえ、再発防止策を策定し、実施すること。
- ⑥ 上記①から⑤について、平成25年1月11日(金)までに書面で当局に報告すること。

連絡・問い合わせ先

北海道財務局 理財部 金融監督第三課

011-709-2311

内線4313、4316